

子育て交流施設「あそびあむ」における拾得物の不適切な取扱いについて

「あそびあむ」での拾得物の現金（主に、コインロッカーでの利用者の取り忘れ）を施設内で長期間保管し、その一部を「あそびあむ」で使用する物品の購入に使用していたことが判明しましたので、ご報告いたします。

1. 経緯

令和 4 年 6 月 20 日、拾得物として集まった現金を、長期間（平成 29 年度に警察に届けていることから、平成 30 年度から）保管し、その一部を、「あそびあむ」で使用する物品の購入に使用していたことが判明しました。6 月 27 日、拾得物として保管し、残っていた現金（3,900 円）を警察に届けました。

今般、当時、購入した物品は、「あそびあむ」で使用する「毛糸、紙コップ、千代紙、しゃもじ、ネット、ペン、消耗品等」で、その額は、計 5,100 円程度であったことを確認しました。

2. 発生要因

施設内における拾得物の取扱いルールが決まっておらず、現場の職員に委ねられ、上司のチェック機能が働いていなかった。公務職場として、少額の物品購入に対する意識が低かった。

3. 再発防止策

拾得物の取扱いルール（拾得物の記録、警察への届出、所長の確認等の手順）を作成し、徹底するとともに、公務員としての職務意識の徹底を図ります。

4. 全庁的調査

今回の事案を受け、他の市直営施設における拾得物の取扱いについて調査しました。

13 施設（別紙のとおり）で拾得物（現金 計 59,573 円）を保管していること、何れも他の用途に使用した事実はないことを確認しました。直ちに警察に届けます。

5. その他

「あそびあむ」を含む 4 施設（別紙のとおり）において、入館料等の過誤納金（お釣りの間違い等現金 計 5,870 円）を保管していること、何れも他の用途に使用した事実はないことを確認しました。直ちに適切な会計処理を行います。

子育て交流施設「あそびあむ」

子どもと多様な世代の大人が共に遊びを体験する機会を創出するとともに、子育てに関する相談、情報の発信等を実施することにより、子どもの健やかな成長に資する施設として、平成 27 年 4 月に開設。

利用者：令和 3 年度 41,356 人（1 日平均 134.7 人）

入館料：市内在住者等は無料、市外在住者は 1 人 200 円（令和 3 年 7 月 1 日から実施）

【お問い合わせ先】

舞鶴市	子ども総合対策室	子ども支援課	波多野・中西	電話	0773-66-1008
	人事室	人事課	大谷・濱井	電話	0773-66-1066

全庁的調査の結果

拾得物として保管していた現金

所管課	金額	内容
中公民館	20	
大浦会館	200	
城南会館	1,114	
荒田市民交流センター	986	
郷土資料館	650	
田辺城資料館	212	
東図書館	12,968	
市民病院	200	
加佐診療所	1,315	
休日急病診療所	21	
保健センター	464	
市民課	5,287	
資産マネジメント推進課	36,136	本庁舎内の拾得物を管理
合計	59,573	

入館料等の過誤納金（お釣りの間違い等）

所管課	金額	内容
あそびあむ	1,850	入館料
休日急病診療所	1,820	診察料
保健センター	700	検診料
総務課	1,500	図書販売代
合計	5,870	